

議案第 4 号

野田市文化会館及び野田市生涯学習センターの指定管理者の指定に
係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第
29条の規定により市長から意見を求められた野田市文化会館及び野田市生涯
学習センターの指定管理者の指定について、異議のない旨回答する。

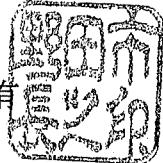
令和3年2月17日提出

野田市教育委員会教育長 佐 藤 裕

野 総 総 第 1 5 4 号
令和 3 年 2 月 1 6 日

野田市教育委員会 様

野田市長 鈴木 有



市議会提出議案に関する意見聴取について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 62 号）第 2
9 条の規定に基づき、下記のとおり野田市教育委員会の意見を求める。

記

1 案件名

野田市文化会館及び野田市生涯学習センターの指定管理者の指定について

2 提案議会

令和 3 年 3 月 市議会定例会

3 回答期限

令和 3 年 2 月 19 日（金）

4 回答先

野田市総務部総務課庶務係（内線 2984）



議案第 号

野田市文化会館及び野田市生涯学習センターの指定管理者の指定について

次のとおり野田市文化会館及び野田市生涯学習センターの指定管理者を指定する。

公の施設の名称		野田市文化会館 野田市生涯学習センター
指 定 管 理 者	所 在 地	東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階
	名 称	野田市文化会館・櫻のホール活性化共同体 共同事業体の代表者 アクティオ株式会社 代表取締役 淡野 文孝
指 定 の 期 間		令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

提案理由

野田市文化会館及び野田市生涯学習センターの指定管理者として、野田市文化会館・櫻のホール活性化共同体を指定しようとするものである。

野田市文化会館及び野田市生涯学習センター指定管理者候補者 選定結果について

1 指定管理者募集施設

野田市文化会館及び野田市生涯学習センター

2 募集方法

公募

3 応募状況

1 者

野田市文化会館・櫻のホール活性化共同体

共同事業体の代表者

アクティオ株式会社

東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階

4 選定した指定管理者候補者

野田市文化会館・櫻のホール活性化共同体

共同事業体の代表者

アクティオ株式会社

東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階

5 選定理由

事前に提出された事業計画書等応募書類及び応募者によるプレゼンテーションを野田市文化会館及び野田市生涯学習センター指定管理者候補者選定委員会委員4名で審査した結果、当該応募者は、総得点が合格基準点を満たしていたので、指定管理者候補者として適当と判断し、指定管理者候補者として選定した。採点結果及び野田市文化会館及び野田市生涯学習センター指定管理者候補者選定委員会会議録は、別紙のとおり。

野田市文化会館及び野田市生涯学習センター指定管理者候補者採点結果

(单位: 点)

第1回野田市文化会館及び野田市生涯学習センター指定管理者候補者選定委員会会議録概要

開催日時 令和2年6月23日（火）午後1時25分から午後2時40分まで

開催場所 野田市役所5階 512会議室

出席委員 副市長（委員長）、総務部長（副委員長）、企画財政部長、行政管理課長、管財課長

欠席委員 無し

事務局 教育次長兼生涯学習部長、生涯学習課、行政管理課

1 開会

2 議事

募集要項、仕様書及び応募書類の検討について

<事務局から募集要項、仕様書及び応募書類について説明>

<審議の概要>

- 募集要項2ページのその他の施設について、「上記（3）複合施設内の」とあるが、上記（3）は、複合施設（檻のホール）の共用部分であり、複合施設（檻のホール）を指しているものではないと思われてしまうのではないか。
→ 応募者が分かるよう「複合施設（檻のホール）内の」と改める。
- 募集要項2ページのその他の施設及び7ページの利用料金収入の項目において、「文化会館や生涯学習センターに付随又は入所している施設等の維持管理等の経費については、指定管理者の負担」と表記しているが、実費分は徴収できるのではないか。
→ 実費分を相手から徴収できることになっていることから、「負担」ではなく、「指定管理者の一時立替払」と、分かりやすい表記に改める。
- 募集要項2ページの管理運営の基本的な考え方について、生涯学習センターは、令和元年10月1日に設置される以前は野田公民館及び中央コミュニティ会館であり、社会教育法上の施設であった。生涯学習センターの法的位置付けはどうなるのか。
→ 生涯学習センターは、文化会館と同様に社会教育法上の施設とは位置付けていない。当該施設は、地方自治法第244条第1項の規定に基づき設置したものであるため、管理運営の基本的な考え方における関係法規には「地方自治法その他の」とする。

- 募集要項 3 ページの関係法令の遵守について、社会教育法と教育基本法が挙げられているが不要ではないか。
→ 社会教育法及び教育基本法は定義や理念を規定する法令であることから、管理運営業務に関わる法令等を記載した当該部分は不要であるため削除する。
- 募集要項 7 ページの野田市が支払う指定管理料に含まれるものに書かれている中央公民館や総合福祉会館、野田商工会議所等の光熱水費、清掃業務費、保守点検業務費等は、指定管理者が相手方から実費を徴収できるものも含まれており、不整合ではないか。
→ 指定管理者が相手方から実費を徴収できるものは、指定管理料に含まれない。この点を明確にするため、「備品購入費及び実費徴収分については、指定管理料に含まれません。なお、実費徴収できる事項については、次の（5）の④から⑦を参照ください。」と改める。
- 募集要項 7 ページの野田市が支払う指定管理料に含まれるものについて、中央公民館等の光熱水費が含まれる理由は何か。
→ 文化センターは、以前から文化会館、中央公民館、総合福祉会館、中央子ども館及び勤労青少年ホームを組み合わせた造作となっており、電力メーターや空調設備等の動力源が一体化されている。そのため、別施設で稼働している現在においても支払を分けることができないことから、指定管理料に含めている。しかし、全てを指定管理者が支払うことは適当でないため、実費を徴収することとしている。
- 募集要項 7 ページの利用料金等の収入について、「指定管理者は、文化会館及び生涯学習センターの翌年度に利用する料金を当該年度の収入とします。」とあるが、どのようなことなのか。
→ 文化会館及び生涯学習センター小ホールは 1 年前から、他の会議室は 2 か月前から会場利用の予約をすることができる。予約した際に利用料の納入を行わせているため、この料金については当該年度の収入にしている。募集要項での表記については、「文化会館及び生涯学習センターの利用予約に際して納入された利用料金は、納入された年度の収入とします。」と改める。
- 募集要項 7 ページの使用料等の納入について、使用料等の調定はどのように行われているのか。
→ 調定については、指定管理者が徴収及び集計し、市の会計に納入を行い、生涯学習課が納入後にその都度、調定を起こしている。会計管理者からの指導により、年度当初に 0 円で調定を起こし、納入月日ごとに変更調定を起票し、最終の合計納入額が分かるようにしている。
- 募集要項別紙明細の歳入実績及び利用状況について、令和元年度は臨時休館があり収入等が減少したものと想定されるが、その原因等を付記しないと、応募者は指定管理料を積算できないのではないか。

→ 令和元年度は、文化会館では空調設備改修工事の実施により2月から3月末まで、生涯学習センターでは新型コロナウイルス感染症対策のため、3月を臨時休館とした。応募者にその原因が分かるよう、表外に追記する。

○ 個別仕様書の172ページの駐輪場整理業務について、東側臨時駐車場の利用状況調査も駐輪場整理業務に含まれるのか。

→ 駐車場ではなく駐輪場業務のため、「東側臨時駐輪場」に改める。

<審議の結果>

募集要項、仕様書及び応募書類について、指摘事項の修正も含めて原案どおり決定

3 閉会

第2回野田市文化会館及び野田市生涯学習センター指定管理者候補者選定委員会会議録概要

開催日時 令和2年10月1日（木）午後2時から午後3時40分まで
開催場所 野田市役所2階 中会議室1・2
出席委員 副市長（委員長）、企画財政部長、行政管理課長、管財課長
欠席委員 総務部長（副委員長）
事務局 教育次長兼生涯学習部長、生涯学習課、行政管理課

1 開会

2 議事

(1) 野田市文化会館及び野田市生涯学習センター指定管理者指定申請に係る第1次審査結果について（報告）

<事務局から応募状況及び第1次審査結果について説明>

- ・応募団体は1者
- ・第1次審査の結果、適格要件を満たしていた。

(2) 野田市文化会館及び野田市生涯学習センター指定管理者指定申請に係る第2次審査（プレゼンテーション）

応募団体（野田市文化会館・櫻のホール活性化共同体）の審査

一野田市文化会館・櫻のホール活性化共同体が入室一

<事業計画書等の概要について説明>

<審議の概要>

○ 生涯学習センターの説明の中で、利用者が少ないという点が挙げられたが、今後の対応としてどのような分析をしているのか。

→ 生涯学習センターは、今までの利用状況を見ると、利用者がほぼ固定されており、中でも高齢者の方や高齢者団体の利用が非常に多い状況にある。同じ建物にある興風図書館には多くの児童が来館しているが、この児童が生涯学習センターを利用することにはつながっていない。このようなことから、生涯学習センターに児童や青年層、中年層の市民を呼び込む事業の実施を図っていきたいと考えている。

○ 生涯学習センターのコンセプトに「カルチャーコンシェルジュ」とあるが、具体的な業務は何か。また、どのようなことを想定しているのか。

→ カルチャーコンシェルジュは、市民の中には志の高い方がいることから、市民

を主役とし、講座の受講生が講座修了後に講師の立場となり、新たに講座を開催していくというもので、市民講師を養成し、学習の場を広げていくものとして提案した。

- カルチャーコンシェルジュは登録制で行うのか。
→ 登録制ということではない。これまでコーディネーターを養成する講座「コーディネーター野田」を開催したが、講座の修了者がすぐに指導者になるというのは難しく、受講生の学ぶ意欲や好奇心をどのように引き出せば良いのかという悩みが生じると聞いている。まず、講座に参加し、教え方を学んだ上で、自分が教えた講座の講師になってもらうことを考えており、その結果として、生涯学習の継続が成されるようにしたい。
- 要望及び苦情等の利用者意見については館内掲示板への貼付等により公表しているとのことであるが、実際に公表している事例はどの程度あるのか。
→ 文化会館では、御意見箱を会館の施設内に置くとともに、イベントの来場者にアンケートを行い意見を頂いている。全体の件数は、年間を通して10件程度である。
生涯学習センターでは、御意見箱への投書で掲示するような内容のものは現時点ではない状況である。
- 新型コロナウイルス感染症対策によりイベントが縮小されている状況下において、イベント事業を行っている事業者は、経営状況に影響が出ているものと推測するが、状況を教えてほしい。
→ まず、アクティオ株式会社では、施設管理運営事業以外にオリンピックやパラリンピック関係などのイベント運営等も請け負っている。国内における売上高は約99億円であり、そのうち施設管理運営の事業は約60%から70%で、イベント運営事業に関しては7%から10%程度である。今回の新型コロナウイルス感染症の関係で、当然のことながらイベント事業に関する売上げは大幅に減少しているが、管理運営の業務は従来どおり請け負っていることから、経営の安全性は担保されている。
また、株式会社シグマコミュニケーションズでは、会社全体では約40億円の売上高のうち施設管理事業が約70%を占めており、イベント事業に関するところは15%程度であるため、経営に大きく影響することはない。
- 未来をつくる子供たちの可能性を最大限に引き出す講座を開催するとあるが、具体的にはどのような講座を計画しているのか。
→ 詳細は詰めていないが、文化芸術を含め伝統に関する講座など、子供たちが興味を示す講座を行いたいと考えている。

- 提案された指定管理料と市の積算額に開きがあると考えられるが、今後調整の余地はあるのか。

→ 指定管理者公募の前提として、新型コロナウイルス感染症対策の影響により経済の落ち込みがあることから、指定管理料の調整には柔軟な対応が迫られるということを当然意識している。そのため、人件費や圧縮できる費用の削減、事業の一部見直しを隨時行つていかなければならないと思っている。

指定管理料の見直しの一つとしては、人件費を考えており、新型コロナウイルス感染症対策による経済状況を踏まえ、最低賃金の改定が低率となる見込みから見直さなければならないということを当然認識している。人件費については、アクティオ株式会社では賞与がある仕事とない仕事があり、文化会館等の指定管理業務は、賞与がない仕事としている。この業務に携わる社員の月給は、社内の他部署社員の月給に比べ高くない額で設定しているため、社員のモチベーションを高めるために、少額ではあるが定期的に昇給させている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響もあったこの1年間の状況を見ると、施設の利用が落ち込むと電気代等の光熱水費のようにその分使われなくなる経費もある。このような経費についても隨時情報を共有しながら下げられるところは下げたいと考えている。

- 公契約条例で定めている賃金以下に給与単価を下げるということか。

→ 公契約条例で定めている最低額以下の給料にするということではなく、昇給率を下げるということである。

- 株式会社シグマコミュニケーションズでは、舞台運営のノウハウを共有し、指定管理の他施設にも活用していくという話があつたが、そのための企業内の仕組みはどのようなものか。

→ 株式会社シグマコミュニケーションズでは、施設長の会議を実施していたが、今年度は集まって実施することができないため、オンライン会議で開催し、情報の共有を図っている。また、情報共有については、社内の共有サイトを活用し設備の運用方法などの情報交換ができるよう体制を整えるなど、積極的に行ってい

る。

なお、アクティオ株式会社では、新型コロナウイルス感染症が拡大する前までは、月に一度、東葛飾地区内の施設の館長が集まり、様々な情報共有を行っていた。しかし、現在はこの新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策下では従来の会議が行えないもので、オンラインで会議を行っている。新型コロナウイルス感染症の対応、貸館及びイベントの開催状況などを話し合い、情報や課題解決を共有した。

- グループ内の情報交換等の場があるということだが、グループ内で非常に優れた提案や行動があった社員に対して表彰するなどの制度はあるのか。

→ アクティオ株式会社では、年3回開催している館長会において幾つかの賞を設けて、優秀な施設や社員を表彰している。内容としては、例えば面白いチラシ、とても見やすいチラシを作った社員に対する賞や稼働率、利用人数を上昇させ、同時に管理費用等の抑制についても対応したというWIN・WIN賞のようなものを設け、毎年表彰している。

株式会社シグマコミュニケーションズでは、新しい機材が出たときに、その機材の取扱い方法を独自に分かりやすく明示するものを作り、社内に広報するというようなことを行っている。その際に定期的ではないが、優秀な表示品を作成した社員を表彰している。

○ 本市の施設に従事している社員で受賞した者はいるのか。

→ 文化会館において、指定管理2年目の稼働率が前年度に比べ向上したということで受賞したことがある。

○ 新型コロナウイルス感染症対策ということで、オンラインによる会議のメリットを強調しているが、新型コロナウイルス感染症が収束した場合のオンライン会議の活用はどのように考えているのか。

→ 新型コロナウイルス感染症が収束に近づいたとしても、オンライン会議を活用するという傾向は続くと考えている。理由としては、以前の働き方改革の中では推進されていなかったオンライン会議は、通勤時間をなくすことにつながり、特に20代から40代の方々にとって、この浮いた通勤時間を育児や家族サービスに充てることができ、時間を有意義に使えるという意識が高まってきているためである。

このオンラインという流れは、このまま継続していくものと思っているが、人がコミュニケーションをとることにオンラインでは限界があることも感じている。そのため、フェイス・トゥ・フェイスの重要性も含めて行っていきたい。

○ オンライン会議等を活用していると、人との関係も希薄になり、地域コミュニティの衰退につながりかねないという危機感を持つが、この点についてはどのように考えるか。

→ 例えば芸術文化やコミュニケーションを促進していくような演劇は、リアルな視聴体験を通じて感じ取るものであるので、このように直接、体験や参加することが重要であると考える。これからイベントの在り方は、学びたいものを具体的に明示し、参加することで、そのリアルな体験の良さを感じ取ってもらいたいと考える。参加することで人がつながり、ひいては大きな意味でのコミュニティの醸成にもつながっていくものと思っている。

コミュニティの醸成については、防災や子育ての観点からも地域で助け合うことが重要であるが、この点に理解を深めてもらうためにもコミュニティに関する講座を生涯学習センターでも継続して取り入れていきたい。

一野田市文化会館・檸のホール活性化共同体が退室一

<採点整理>

各委員が応募団体からの説明及び質疑内容を基に採点する。

- (3) 野田市文化会館及び野田市生涯学習センター指定管理者指定申請に係る第2次審査合格者の決定（指定管理者候補者の決定）について

<第2次審査の評価表の集計結果について説明>

集計の結果、野田市文化会館・檸のホール活性化共同体は、75.5点で100点満点に換算すると68.6点であった。

<審議の概要>

集計結果について、合格基準点を満たしているため、野田市文化会館・檸のホール活性化共同体を指定管理者候補者として、今後協議に入ることでよろしいか。

→ 異議無し

<審議の結果>

野田市文化会館及び野田市生涯学習センター指定管理者候補者は、野田市文化会館・檸のホール活性化共同体に決定する。

- (4) その他

<事務局から今後の日程について説明>

3 閉会

提案理由

野田市文化会館及び野田市生涯学習センターの指定管理者の指定に係る議案
提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、
市長から意見を求められたことによるものである。